

「平成16年大規模災害に係る緊急提言」について

本会は、このたび発生した地震・台風による甚大な被害を踏まえ、去る11月11日（木）に都道府県会館で開催された全国知事会議において、大規模災害に係る応急対策、被災者支援、復旧・復興対策等を内容とする「平成16年大規模災害に係る緊急提言」を採択しました。

その後、11月11日（木）、12日（金）の両日、泉田新潟県知事及び井戸兵庫県知事が本会を代表して、次のとおり要請活動を行いました。

なお、提言内容については、別掲のとおりです。

要請先

11日

内閣府特命担当大臣（防災）	村田 吉隆
内閣官房長官	細田 博之
財務大臣	谷垣 禎一

12日

厚生労働副大臣	西 博義
総務大臣	麻生 太郎

平成16年大規模災害に係る緊急提言

本年においては、先月の新潟県中越地震をはじめ、記録的な集中豪雨、台風23号等相次ぐ台風の上陸により、全国各地で大規模な災害が連続して発生している。

これらの災害は、死者248名という人的被害をはじめ、多数の家屋の全半壊や農作物等の被害、さらには、道路、鉄道、河川、海岸、港湾、農林地・農林水産業施設等の損壊等、住民の生活基盤や産業基盤に甚大かつ広範な被害をもたらし、被災地の地域社会・地域経済に深刻な影響を及ぼしている。

被災地の都道府県及び市町村においては、地方公共団体相互の協力・連携も図りながら、住民の身体・生命の安全確保及び生活の再建に全力を尽くすとともに、災害応急対策及び復旧・復興対策に懸命に取り組んでいるところである。

しかしながら、これらの被害規模、深刻な被害実態を考えると、被災地の復旧及び被災者の生活再建には、都道府県や市町村自らの努力に加え、国による迅速かつ強力な支援も不可欠である。

よって、国においては、このような大規模災害に係る対策について、国、都道府県、市町村が適切な役割分担を図りながら十分な対策を講じられるように、下記事項について、緊急に実現を図られるよう提言する。

記

1 応急対策

被災後における住民生活を確保するため、電気・ガス・水道・通信等のライフライン施設の早期復旧、ゴミ・し尿・泥土や、風倒木、河川等の流木・流出土砂等の処理対策等の促進を図るとともに、二次災害発生防止のため、適確な情報提供、安全対策を講じること。

2 被災者支援

被災高齢者に対する介護保険制度の弾力的な運用による支援等、災害時要援護者への支援体制の充実を図るとともに、被災者が早期に自立した生活を送ることができるよう、仮設住宅の確保、住宅融資制度の拡充等、被災者の生活再建のための措置を講じること。

特に、被災者生活再建支援法に基づく住宅再建支援については、住宅本体の建築費、補修費を支給対象とするなど制度の拡充を図るための法律改正を早期に行うこと。

3 復旧・復興対策

地域社会、地域経済の活動に不可欠な道路、鉄道、下水道施設、河川、海岸、砂防設備、急傾斜崩壊防止施設、港湾、漁港、農林地・農林水産業施設、学校、社会福祉施設、医療施設等の早急な全面復旧を行うとともに、商店街、地場産業等被災中小企業の復興対策や被災農林漁業者等への経営支援等の対策を講じること。

4 激甚災害法の適用等及び特別立法

激甚災害法の円滑な適用、災害復旧事業等の早期採択により、事業の促進を図るとともに、復旧・復興対策のための財政需要の増加や被災者に対する税の減免措置に伴う減収等、各地方公共団体における実情を踏まえ、これらに見合った特別交付税を確保するなど適切な財政措置を講じること。

また、甚大な被害をもたらした新潟県中越地震の被害の実情を踏まえ、「阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」に準じ、財政支援等に係る特別立法の措置を講じること。

5 防災対策の強化

地震予知、豪雨等の観測体制及び予測体制の充実強化、堤防・護岸等防災施設に係る安全基準の見直し等による再度災害防止を図るとともに、適切な避難勧告を行うための適時適確な情報提供、勧告基準を明確にするための指針の作成を行うこと。

平成16年11月11日

全 国 知 事 会